

換地処分に伴う登記事務の停止のお知らせ（令和7年3月17日）

下記の区域について、土地改良法による換地処分に伴う公告がなされたので、不動産の登記につきましては、換地処分の登記が完了するまで事務を停止いたします。

なお、御不明な点がございましたら、当局登記部門までお問合せください。

【事務停止区域】

- ・旭川市東旭川町上兵村の一部
- ・旭川市東旭川町下兵村の一部